

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	周防大島町	職員数 (H19. 4. 1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	223 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	4,546 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.19 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	21.3 (H19)
		経常収支比率 (%)	98.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年10月1日 合併前市町村：久賀町・大島町・東和町・橘町] 合併後、水道課、下水道課と2つの課に分かれていたが、平成18年度より上下水道課に整理統合し、使用料や関係書類も一本化し、事務の簡素化を図った。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	周防大島町公営企業財政健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	周防大島町長 中本富夫
既存計画との関係	周防大島町集中改革プラン（H18～H21）
公表の方法等	議会の全員協議会で報告し広報及び周防大島町ホームページで公表
基本方針	建設事業については新町の建設計画に基づき各事業を進めていく。また、事務事業や定員管理については集中改革プランに基づき改善を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	36	151	74	261
	補償金免除額	6	35	13	54
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	簡易水道事業債	35,579	151,454	73,659	260,692
合 計 (A)		35,579	151,454	73,659	260,692
一般会計のうち (再掲)	簡易水道事業債	8,895	37,863	18,415	65,173
合 計 (B)		8,895	37,863	18,415	65,173
公営企業で負担するもの (A)-(B)		26,684	113,591	55,244	195,519

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>給水人口については合併前の平成14年度で19,727人、平成18年度は18,564人となり年々減少している。普及率についても平成14年度で86.23%が平成18年度で87.11%となり県内の平均89.5%（H17）を下回っている。料金水準については県内でも高い水準にあるが、収益的収支比率については全国平均の85.0%に対し71.0%と低い水準にある。平成18年度の決算で見ると、広域水道よりの受水費が約378百万円これに対し料金収入が約400百万円となっている状況である。このため一般会計からの繰入金に頼るところが大きく結果的に普通会計の財政を圧迫している。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	<p>合併後、新町の使用料を旧町の最低料金としてきた。弥栄ダムを水源とする広域水道の高料金に対し人口減や現行の料金制度のため、当該特別会計の運営を圧迫している。このため、平成19年度より使用料を平均15%値上げし、以降3年ごとに適切な料金改定を行うことにより収益的収支の改善を図る。</p>	
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
	<p>合併後、町民の迅速な要望にこたえるため旧町の地域の精通者を2名程度配置しており水道担当者10名となっている。このため、収益的収支における給与部分に対する基準外繰入が多くなっている。今後、事務事業の再編・整理統合を図り、現行の行政機能を保持し平成22年以降2名程度の人員削減を図る。</p>	
留意事項	課 題	資本投下の抑制
	<p>現在平成23年度から平成25年度の3ヶ年で離島の海底送水の計画があるが、合併前の旧町時代の計画のため計画路線変更や実施期間及び事業費の見直しを行い単年度の負担が大きくならないよう資本投下を抑制する。</p>	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	700	696	695	695	694	688	683	673	648	639	
		(1) 営 業 収 益 (B)	403	415	371	411	404	458	461	460	528	526	
		ア 料 金 収 入	396	408	364	406	400	455	458	457	525	523	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	7	7	7	5	4	3	3	3	3	3	
		(2) 営 業 外 収 益	297	281	324	284	290	230	222	213	120	113	
		ア 他 会 計 繰 入 金	297	279	316	280	290	230	222	213	120	113	
	イ そ の 他		2	8	4								
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	695	682	695	695	694	688	683	673	648	639	
		(1) 営 業 費 用	554	535	555	556	560	559	557	555	534	532	
		ア 職 員 給 与 費	77	69	73	78	82	81	81	81	62	62	
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	477	466	482	478	478	478	476	474	472	470	
		(2) 営 業 外 費 用	141	147	140	139	134	129	126	118	114	107	
ア 支 払 利 息		140	137	132	125	117	112	102	94	87	80		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	1	10	8	14	17	17	24	24	27	27			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5	14											
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	417	374	254	300	394	296	301	296	286	424	
		(1) 地 方 債	177	102	14		88	1				45	
		(2) 他 会 計 補 助 金	150	183	239	300	306	295	301	296	286	274	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	84	46								105	
		(6) 工 事 負 担 金	6										
		(7) そ の 他		43	1								
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	426	398	254	303	394	296	301	296	286	424	
		(1) 建 設 改 良 費	292	223	38	17	88	1				150	
		ウ ち 職 員 給 与 費	9	9									
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	134	175	216	286	306	295	301	296	286	274	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	9	24		3									

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4	10			3					
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	18	14	3		3					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14	4	3							
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	14	4	3							
実 質 収 支 黒 字 (P)										
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84	81	76	71	69	70	69	69	69	70
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	403	415	371	411	404	458	461	460	528	526
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	5,241	5,253	5,050	4,765	4,546	4,252	3,951	3,655	3,369	3,184
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	5,241	5,253	5,050	4,765	4,546	4,252	3,951	3,655	3,369	3,184
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	297	279	316	280	290	230	225	219	148	204
うち基準内繰入金	102	198	214	236	267	229	225	219	148	204
うち基準外繰入金	195	81	102	44	23	1				
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	195	81	102	44	23	1				
資 本 的 収 支 分	150	183	239	300	306	295	301	296	286	274
うち基準内繰入金	34	40	47	70	79	80	83	83	86	88
うち基準外繰入金	116	143	192	230	227	215	218	213	200	186
うち赤字補てん的なもの	116	143	192	230	227	215	218	213	200	186

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	48	48	40	41	40	46	47	47	55	57	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	84	81	76	71	69	70	69	70	69	70	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	42	40	46	40	42	33	33	32	19	18
	うち基準内繰入金	(%)	14	28	31	34	39	33	33	32	19	18
	うち基準外繰入金	(%)	28	12	15	6	3	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	28	12	15	6	3					
	資本的収入分	(%)	36	49	94	100	78	100	100	100	100	100
	うち基準内繰入金	(%)	8	11	18	23	20	27	28	28	30	21
	うち基準外繰入金	(%)	28	38	76	77	58	73	72	72	70	44
うち赤字補てん的なもの	(%)	28	38	76	77	58	73	72	72	70	44	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	収益的収支の部門における維持管理費に当る営業費用のその他支出が料金収入を上回っている状況の中、営業費用の経費を基本的に使用料でまかなう方向で料金設定を行った。また、料金収入については徴収対策班を設置したことにより現年分及び滞納分の収納率を集中改革プランの計画0.8%増の設定を行った。
2 他会計繰入金の見込み	建設事業における元利償還額が平成18年度から20年度においてピークをむかえているため、今後の繰入金については基準外繰入が主となる。収益的収支の改善を目標に赤字補てん部分の繰入金を削減するため料金収入や人件費の削減を見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成23年度より3ヶ年で離島の海底送水布設事業が計画されているが、計画が合併前の旧町時のため合併後の情勢変化により計画自体の見直しが必要となっている。しかしながら、今の段階では未定ではあるが従来計画どおり収支計画に計上している。また、売却資産については合併前に処分をしているため計画には計上していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現在の住民サービスの水準を維持できるような維持管理費や職員数等の極端な削減を避けることを前提とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="147 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="147 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2139 427">行政改革大綱で定めている削減率(普通会計を含む率11.4%)に基づき10名を平成22年度には8名とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2139 531">給与については基本的に国家公務員の給与改革に準じて行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2139 675">平成18年4月1日に給与構造を国家公務員と同様にした。平成18年度から管理職手当の支給率を一律2%減額し、平成19年度には期末勤勉手当の役職加算率を5%カット、住居手当を国の制度と同じとし、国の制度と異なる通勤手当については一律20%の減とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2139 818">該当者なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2139 954">退職時の特別昇給制度は平成18年度中に廃止した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2139 1093">該当者なし</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	行政改革大綱で定めている削減率(普通会計を含む率11.4%)に基づき10名を平成22年度には8名とする。	給与のあり方	給与については基本的に国家公務員の給与改革に準じて行う。	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日に給与構造を国家公務員と同様にした。平成18年度から管理職手当の支給率を一律2%減額し、平成19年度には期末勤勉手当の役職加算率を5%カット、住居手当を国の制度と同じとし、国の制度と異なる通勤手当については一律20%の減とした。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当者なし	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時の特別昇給制度は平成18年度中に廃止した。	福利厚生事業のあり方	該当者なし	合併後旧町単位で2名程度の地域精通者が必要なため10名(平成19年度)の職員体制をとっている。今後は平成18年度に作成した集中改革プランに基づき平成19年度の職員数10名(水道関係)を平成22年度には2名減の8名とし約19,000千円(平成19年4月1日の平均給与)の節減を図る。
地方公務員の職員数の純減の状況	行政改革大綱で定めている削減率(普通会計を含む率11.4%)に基づき10名を平成22年度には8名とする。												
給与のあり方	給与については基本的に国家公務員の給与改革に準じて行う。												
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日に給与構造を国家公務員と同様にした。平成18年度から管理職手当の支給率を一律2%減額し、平成19年度には期末勤勉手当の役職加算率を5%カット、住居手当を国の制度と同じとし、国の制度と異なる通勤手当については一律20%の減とした。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当者なし												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時の特別昇給制度は平成18年度中に廃止した。												
福利厚生事業のあり方	該当者なし												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="147 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="147 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2139 1345">平成18年度にそれまでの水道課と下水道課の2課を上下水道課に統合し管理職の削減や事務事業(使用料の請求や徴収体制)の合理化を図っている。また、税務課内に徴収対策班を設置し、現年度分・滞納分の収納率(平成21年度に0.8%増)向上を目指している。経常経費の削減として委託業務(浄化槽管理・電気保安業務)の平均5%削減、県内旅費の支給を廃止した。削減額として各委託料(対17年度比約2百万円)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2139 1476">現在、メーター検診業務や配水池・ポンプ場の日常監視業務を民間委託としている。合併前には職員で業務をこなしていたが委託することで会計職員の2名の職員減となった。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成18年度にそれまでの水道課と下水道課の2課を上下水道課に統合し管理職の削減や事務事業(使用料の請求や徴収体制)の合理化を図っている。また、税務課内に徴収対策班を設置し、現年度分・滞納分の収納率(平成21年度に0.8%増)向上を目指している。経常経費の削減として委託業務(浄化槽管理・電気保安業務)の平均5%削減、県内旅費の支給を廃止した。削減額として各委託料(対17年度比約2百万円)。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	現在、メーター検診業務や配水池・ポンプ場の日常監視業務を民間委託としている。合併前には職員で業務をこなしていたが委託することで会計職員の2名の職員減となった。	物件費については内部経費の削減やメーター検針業務等の業務委託を図る。								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成18年度にそれまでの水道課と下水道課の2課を上下水道課に統合し管理職の削減や事務事業(使用料の請求や徴収体制)の合理化を図っている。また、税務課内に徴収対策班を設置し、現年度分・滞納分の収納率(平成21年度に0.8%増)向上を目指している。経常経費の削減として委託業務(浄化槽管理・電気保安業務)の平均5%削減、県内旅費の支給を廃止した。削減額として各委託料(対17年度比約2百万円)。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	現在、メーター検診業務や配水池・ポンプ場の日常監視業務を民間委託としている。合併前には職員で業務をこなしていたが委託することで会計職員の2名の職員減となった。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準は県下で高い水準にあるが、年々収益的収支比率が低下しており、3年ごとの料金改定により歳入の確保を図っていく。売却可能資産については、合併までに廃止可能な施設は処分したところが多く、現在はほとんど残っていない。 本町の料金水準は県下でも高い水準(H17水道統計による)にあるが、給水人口が年々減少し収益的収支比率が低下している。また、今後老朽した施設等の更新が多くなると予想される。そのため、平成18年度の給水単価検討委員会において平成19年度に料金改正を行い、3年ごとに料金の改定を決定した。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	議会の全員協議会において報告を行った後、広報やホームページで公表する。 平成17年度に作成した集中改革プラン(上下水道部会)を広報やホームページで公表するとともに、今後公営企業関係の財政状況や健全化計画を公表する。 普通会計と同様で平成18年度に行政評価部会を設置し、課別業務量算定表予算債事業概要調書を作成した。その後システム操作研修を経て平成19年度より本稼働している。
5 その他	普通会計と同様公共事業再評価委員会制度を活用し、公共事業の縮小・廃止等を行う。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成16年の合併時に水道関係職員数9名で水道課を設置し、平成18年度に下水道課と統合し上下水道課となった。当初、4町の合併のため地域の事情に精通している職員を旧町単位で2名配置することで町民の要望にこたえてきた。しかしながら、収益的収支の悪化の一要因であるため平成17年度作成の集中改革プランでは9名の職員を8名まで削減し約19,000千円（平成19年4月1日10名）の削減効果を目指す。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年度に上下水道課に統合し、事務事業の再編・整理・廃止・統合等事務の効率化を目指し、使用料の徴収業務や関係書類の提出等事務の一本化を行った。また、使用料の滞納分が年々増加しているため徴収対策班を新設し、収納率の向上に努める。使用料については平成18年度の検討部会において極端に料金が低いわけではないが、収益的収支の面からも普通会計からの繰入を減額するため3年ごとの改正を決定した。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しの推移を見ると合併当時の平成16年度は収益的・資本的をあわせて293,517千円であったが、平成18年度は250,587千円となり年々減少しているものの資本的収支の繰出しが高い水準にある。このため、人件費の削減や使用料金の改定等により繰出し金全体額を削減する。
4 その他	平成18年度の使用料金の改定時の協議会で加入負担金の改定が協議されておらず、今後平成21年度を目標に一律30%の改訂を図る。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率		18.5	18.5				15			15		
	改善額(料金の適正化) 1		37					54	54	54	67	67	296
2	未収金の徴収対策				0	0							
	改善額							1	2	2	2	2	11
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用					1							
	改善額(収入増額)					1	1						
4	その他(加入負担金の改定率)										1		
	改善額												1
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	73	66	60	61	64		63	63	63	50	50	
	改善額			4	1	3		9			13		14
	給与水準	48	44	38	39	42		42	42	42	34	34	
	改善額			4	6	1		6			8		8
	その他(職員手当)	25	22	22	22	22		21	21	21	16	16	
改善額			3				3	1			5		6
	職員給与費(退職手当)	18	16	15	17	18		18	18	18	12	12	
	職員数(人)	13	12	10	9	10		10	10	10	8	8	
	増減数(人)		1	2	1	1		3			2		2
	維持管理費等	488	475	482	478	478		478	476	474	472	470	
	改善額(適正化)			13	7	4		10					
	工事コスト 2					14							
	改善額(縮減額)					13		13					
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減												
	企業債現在高	5,327	5,253	5,050	4,765	4,546		4,207	3,906	3,610	3,324	3,139	
	増減			74	203	285		285	296	296	286	185	
	計画前5年間改善額 合計						33						322
	改善額 合計												54
	(参考) 補償金免除額												54

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	19,727	20,063	19,290	18,951	18,564	18,246	17,929	17,630	17,274	16,959
年間総有収水量 (千m ³)	1,901,560	1,854,356	1,683,258	1,896,199	1,892,639	1,875,785	1,861,866	1,838,849	1,816,616	1,794,383
公称施設能力 (m ³ /日)	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	11,995
1日最大配水量 (m ³ /日)	10,158	9,562	10,119	10,405	8,759	8,480	8,198	7,927	7,645	7,368
最大稼働率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
供給単価 (円/m ³)	208.2	220.1	216.1	214.4	211.4	242.6	246	248.5	289	291.5
給水原価 (円/m ³)	435.8	462	541.3	517.1	528.3	522.5	528.5	527	525.2	508.8

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。